

児童養護施設等における小規模かつ地域分散化を図る整備にかかると優遇融資のお知らせ

児童養護施設及び乳児院においては、家庭養護を原則とし、小規模化・地域分散化が進められています。児童養護施設及び乳児院における更なる小規模化または地域分散化を推進するため、小規模化・地域分散化の整備に対し、優遇融資を実施します。

融資条件	優遇適用後の条件	通常条件
利率	0.8% ※1	0.8%
償還期間	30年以内	20年以内
据置期間	3年以内 ※2	2年以内
融資率	90%	80～85%
担保	原則必要 ※3	原則必要
保証人	保証人不要制度または個人保証	保証人不要制度または個人保証

※1 令和4年9月1日改定：償還期間20年全期間固定の場合。

利率は、融資実行（金銭消費貸借契約締結）時の利率を適用します。

※2 据置期間は償還期間によって変動します。償還期間が20年超30年以内の場合は据置期間は3年以内です。

※3 一定の条件において、3,000万円以内の融資の場合、金額に応じ一定の利率を上乗せすることで無担保とすることができます。

- 所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。
- その他詳しい条件やご融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。

ご連絡先

施設開設地が東日本（石川県、岐阜県、三重県より東の地域）の方

◎東京本部福祉医療貸付部福祉審査課融資相談係
TEL (03) 3438-9298
FAX (03) 3438-0659

施設開設地が西日本（福井県、滋賀県、奈良県より西の地域）の方

◎大阪支店福祉審査課融資相談係
TEL (06) 6252-0216
FAX (06) 6252-0240